

香川県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第22号

香川県行政組織規則の一部を改正する規則

香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(課の設置)		(課の設置)	
第2条 次の表の左欄に掲げる部又は総局に、同表の右欄に掲げる課を設ける。		第2条 次の表の左欄に掲げる部に、同表の右欄に掲げる課を設ける。	
部又は 総局	課	部	課
政策部	政策課、 <u>予算課</u> 、自治振興課、水資源対策課、交通政策課、情報政策課、統計調査課、文化振興課、県産品振興課	政策部	政策課、自治振興課、水資源対策課、交通政策課、情報政策課、統計調査課、文化振興課、県産品振興課
総務部	総務学事課、財産経営課、 <u>營繕課</u> 、総務事務集中課、税務課、人事・行革課、職員課、県民活動・男女共同参画課、人権・同和政策課	総務部	総務学事課、財産経営課、総務事務集中課、税務課、人事・行革課、職員課、県民活動・男女共同参画課、人権・同和政策課
危機管 理総局	危機管理課、くらし安全安心課	環境森 林部	略
環境森 林部	略	略	略
商工労 働部	産業政策課、 <u>企業立地推進課</u> 、経営支援課、労働政策課	商工労 働部	産業政策課、経営支援課、労働政策課
略		略	
土木部	土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課、 <u>建築指導課</u> 、住宅課	土木部	土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課、建築課、住宅課
2 略		2 略	
3 前2項に規定するもののほか、観光振興及びにぎわいづくりに関する事務を処理させるため、商工労働部に観光交流局を置き、当該局に観光振興		3 前2項に規定するもののほか、危機管理に関する事務を総合的に処理させるため、総務部に防災局を置き、当該局に危機管理課を置く。	
		4 前3項に規定するもののほか、観光振興及びにぎわいづくりに関する事務を処理させるため、商工労働部に観光交流局を置き、当該局に観光振興	

課及びにぎわい推進課を置く。

4 略

(分掌事務)

第3条 略

政策課

(1)～(3) 略

(4)～(8) 略

(9) 瀬戸内海の振興に関すること。

(10) 地域コミュニティに関すること。

(11) 離島振興法（昭和28年法律第72号）の施行に関すること。

(12) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の施行に関すること。

(13)～(16) 略

予算課

(1) 県議会に関すること。

(2) 県の歳入歳出予算その他財政に関すること。

(3) 県地方交付税及び譲与税に関すること。

(4) 県債に関すること。

(5) 基金に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

自治振興課

(1)～(10) 略

(11)・(12) 略

水資源対策課 略

交通政策課

(1) 略

(2) 航空路線の整備、利用の促進等高松空港の振興に関すること。

(3) 略

課及びにぎわい創出課を置く。

5 略

(分掌事務)

第3条 政策部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

政策課

(1)～(3) 略

(4) 県議会に関すること。

(5) 県の歳入歳出予算その他財政に関すること。

(6) 県地方交付税及び譲与税に関すること。

(7) 県債に関すること。

(8) 基金に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(9)～(13) 略

(14)～(17) 略

自治振興課

(1)～(10) 略

(11) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の施行に関すること。

(12)・(13) 略

水資源対策課 略

交通政策課

(1) 略

(2) 高松空港における航空路線の整備及び利用の促進に関すること。

(3) 略

- (4) 鉄道の整備促進及び活性化に関すること。
(5) 地方バス路線及び航路の維持及び改善に関すること。

(6) 高松港コンテナターミナルの振興に関すること。

(7) 略

情報政策課～県産品振興課 略

第4条 総務部の各課（知事公室の各課を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。

総務学事課 略

財産経営課

(1)～(8) 略

(9) 略

営繕課

- (1) 県有建物の営繕に関すること。
(2) 公共建物の受託営繕に関すること。
(3) その他営繕に関すること。

総務事務集中課

(1) 略

(2) 給与システムの運用に関すること。

(3)～(9) 略

税務課～職員課 略

県民活動・男女共同参画課

- (4) 鉄道の整備促進に関すること。
(5) 離島航路及び地方バス路線の維持及び改善に関すること。
(6) 交通安全対策の企画及び総合調整に関すること。
(7) 交通安全思想の普及に関すること。
(8) 交通安全県民会議に関すること。
(9) 交通事故相談に関すること。

(10) 略

情報政策課～県産品振興課 略

第4条 総務部の各課（知事公室の各課及び防災局危機管理課を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。

総務学事課 略

財産経営課

(1)～(8) 略

(9) 香川県土地開発基金に関すること。

(10) 略

総務事務集中課

(1) 総務事務システムの開発運用及び管理に関すること。

(2) 略

(3) 給与システムの運用及び管理に関すること。

(4)～(10) 略

税務課～職員課 略

県民活動・男女共同参画課

(1) 消費者行政の企画及び総合調整に関すること。

(2) 商品の品質表示の適正化に関すること（農業生産流通課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）の施行に関すること。

(4) 消費者の利益の擁護及び増進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(5) 公益通報の相談に関すること（外部労働者からの通報に限る。）。

(1)～(8) 略

(9) 県民センター及び青年センターに関すること。

(10) その他県民活動、青少年対策及び男女共同参画の推進に関すること。

2 略

(6)～(13) 略

(14) 消費生活センター、県民センター及び青年センターに関すること。

(15) その他県民生活、県民活動、青少年対策及び男女共同参画の推進に関すること。

2 略

3 防災局危機管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 危機管理の企画及び総合調整に関すること。

(2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の施行に関すること。

(3) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の施行に関すること。

(4) 消防法（昭和23年法律第186号）及び消防組織法（昭和22年法律第226号）の施行に関すること。

(5) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）の施行に関すること。

(6) 国民保護法制に関すること。

(7) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の施行に関すること。

(8) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の施行に関すること。

(9) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関すること。

(10) 武器等製造法（昭和28年法律第145号）の施行に関すること。

(11) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）及び電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）の施行に関すること。

(12) 自衛隊に関すること。

(13) 防災行政無線、防災ヘリコプター及び防災情報システムに関すること。

(14) 消防学校に関すること。

(15) その他消防、防災及び危機管理に関すること。

第5条 危機管理総局の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

危機管理課

(1) 危機管理の企画及び総合調整に関すること。

(2) 危機事象への初動対応に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の施行に関すること。

(4) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の施行に関すること。

すること。

- (5) 消防法（昭和23年法律第186号）及び消防組織法（昭和22年法律第226号）の施行に関すること。
 - (6) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）の施行に関すること。
 - (7) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - (8) 国民保護法制に関すること。
 - (9) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の施行に関すること。
 - (10) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の施行に関すること。
 - (11) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関すること。
 - (12) 武器等製造法（昭和28年法律第145号）の施行に関すること。
 - (13) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）及び電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）の施行に関すること。
 - (14) 原子力災害対策の総合調整に関すること。
 - (15) 自衛隊に関すること。
 - (16) 防災行政無線、防災ヘリコプター及び防災情報システムに関すること。
 - (17) 消防学校に関すること。
 - (18) 危機管理総局の各課の庶務事務の集中管理に関すること。
 - (19) 危機管理総局の事務でくらし安全安心課の所掌に属しないものに関すること。
- くらし安全安心課
- (1) 交通安全対策の企画及び総合調整に関すること。
 - (2) 交通安全思想の普及に関すること。
 - (3) 交通安全県民会議に関すること。
 - (4) 交通事故相談に関すること。
 - (5) 香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例（平成17年条例第52号）の施行に関すること。
 - (6) 犯罪被害者等への支援等に関すること。
 - (7) 香川県暴力団排除推進条例（平成23年香川県条例第4号）の施行に関すること（公安委員会の所掌に属するものを除く。）。
 - (8) 消費者行政の企画及び総合調整に関すること。
 - (9) 商品の品質表示の適正化に関すること。

- (10) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）の施行に関すること。
- (11) 消費者の利益の擁護及び増進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 公益通報の相談に関すること（外部労働者からの通報に限る。）。
- (13) 貸金業法（昭和58年法律第32号）の施行に関すること。
- (14) 消費生活センターに関すること。
- (15) その他県民生活の安全及び安心に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第6条 略

第7条 略

健康福祉総務課

- (1)～(3) 略
- (4) 香川県福祉のまちづくり条例（平成8年香川県条例第2号）の施行に関すること（建築指導課の所掌に属するものを除く。）。

- (5)～(22) 略

長寿社会対策課 略

子育て支援課

- (1)～(5) 略

- (6)～(14) 略

- (15) 乳幼児及び母子家庭等の医療費の支給に関すること。

- (16) 略

障害福祉課

- (1)～(9) 略

- (10) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の施行に関すること。

- (11)～(13) 略

医務国保課～生活衛生課 略

第8条 略

産業政策課

第5条 略

第6条 健康福祉部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康福祉総務課

- (1)～(3) 略
- (4) 香川県福祉のまちづくり条例（平成8年香川県条例第2号）の施行に関すること（建築課の所掌に属するものを除く。）。

- (5)～(22) 略

長寿社会対策課 略

子育て支援課

- (1)～(5) 略

- (6) 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）の施行に関すること。

- (7)～(15) 略

- (16) 母子家庭等の医療費の支給に関すること。

- (17) 略

障害福祉課

- (1)～(9) 略

- (10)～(12) 略

医務国保課～生活衛生課 略

第7条 商工労働部の各課（観光交流局の各課を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。

産業政策課

(1)～(7) 略

(8) 知的財産権の活用支援に関すること（他課及び教育委員会の所掌に属するものを除く。）。

(9)～(15) 略

企業立地推進課

(1) 工業立地対策及び産業空洞化対策に関すること。

(2) 企業誘致に関すること。

(3) 工業団地開発に関すること。

(4) 太陽光発電施設の立地に関すること。

経営支援課

(1)～(3) 略

(4)～(9) 略

労働政策課 略

2 略

観光振興課

(1)～(3) 略

(4) 栗林公園、琴弾公園、琴林公園、琴平公園、桃陵公園、亀鶴公園、
坂出緩衝緑地及び瀬戸大橋記念公園に関すること。

(5) 略

(6) 粟島海洋記念公園に関すること。

(7) 略

(8) 観光交流局の事務で庶務事務その他にぎわい推進課の所掌に属しないものに関するこ

にぎわい推進課

(1) 略

(2) 瀬戸内国際芸術祭の開催に関すること。

(3) 略

(4) 地域に密着したスポーツチームの振興に関すること（教育委員会の所掌に属するものを除く。）。

(5) スポーツ観光の振興に関すること。

(1)～(7) 略

(8) 工業立地対策及び産業空洞化対策に関すること。

(9) 企業誘致に関すること。

(10) 工業団地開発に関すること。

(11)～(17) 略

経営支援課

(1)～(3) 略

(4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）の施行に関すること。

(5)～(10) 略

労働政策課 略

2 観光交流局の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

観光振興課

(1)～(3) 略

(4) 栗林公園、琴弾公園、琴林公園、琴平公園、桃陵公園及び亀鶴公園
に関するこ

(5) 略

(6) 略

(7) 観光交流局の事務で庶務事務その他にぎわい創出課の所掌に属しないものに関するこ

にぎわい創出課

(1) 略

(2) 瀬戸内海の振興に関すること。

(3) 離島振興法（昭和28年法律第72号）の施行に関すること。

(4) 略

(5) 坂出緩衝緑地に関すること。

(6) 瀬戸大橋記念公園に関すること。

(7) 粟島海洋記念公園に関すること。

(6) 略

第9条 略

農政課・農業経営課 略

農業生産流通課

(1)～(8) 略

(9)～(11) 略

畜産課・土地改良課 略

農村整備課

(1)～(5) 略

(6) 農地・水保全管理支払事業に関すること。

(7)～(11) 略

水産課 略

第10条 略

土木監理課・技術企画課 略

道路課

(1)～(5) 略

(6) 略

河川砂防課～下水道課 略

建築指導課

(1)～(10) 略

(11) その他建築指導に関すること。

住宅課 略

第11条 略

(職)

第12条 略

(8) 略

第8条 農政水産部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

農政課・農業経営課 略

農業生産流通課

(1)～(8) 略

(9) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の施行に関すること（県民活動・男女共同参画課の所掌に属するものを除く。）。

(10)～(12) 略

畜産課・土地改良課 略

農村整備課

(1)～(5) 略

(6)～(10) 略

水産課 略

第9条 土木部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

土木監理課・技術企画課 略

道路課

(1)～(5) 略

(6) 香川県道路公社に関すること。

(7) 略

河川砂防課～下水道課 略

建築課

(1) 県有建物の營繕に関すること。

(2) 公共建物の受託營繕に関すること。

(3)～(12) 略

(13) その他建築に関すること。

住宅課 略

第10条 略

(職)

第11条 略

2 総局に総局長を置く。

3～5 略

6 部、総局及び局に、次長、政策調整監、参事、総括政策主幹、政策主幹及び医療主幹を置くことができる。

7 課に、副課長、室長、防災指導監、家畜防疫主幹、組合検査主幹、会計検査主幹、検査主幹、主幹、専門監、所長、課長補佐、室長補佐、専門補佐、副主幹、専門副主幹、主席専門指導員、主席指導員、専門検査員、主任及び主任専門指導員を置くことができる。

8 略

9 第1項から第7項までに定めるもののほか、理事を置くことができる。

(職務)

第13条 部長及び総局長は、知事の命を受けて、その所管する部又は総局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2～4 略

5 次長（局に置かれるものを除く。）は、知事の特命事項を掌理し、その部又は総局の事務につき部長又は総局長を補佐する。

6 略

7 課長は、上司の命を受けて、その所管する課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

8 室長及び所長は、上司の命を受けて、その所掌する事務を掌理し、担当の職員を指揮監督する。

9 略

10 課長補佐及び専門補佐は、上司の命を受けて、その所掌する事務を掌理し、課長を補佐する。

11 略

12 政策調整監、参事、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、防災指導監、家畜防疫主幹、組合検査主幹、会計検査主幹、検査主幹、主幹、専門監、副主幹、専門副主幹、主席専門指導員、主席指導員、専門検査員、主任及び主任専門指導員は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。

13 略

(グループ)

第14条 略

2 グループに、グループリーダーを置き、課長補佐、室長補佐又は専門補

2～4 略

5 部及び局に、次長、政策調整監、参事、総括政策主幹、政策主幹及び医療主幹を置くことができる。

6 課に、予算調整室長、副課長、室長、防災指導監、家畜防疫主幹、組合検査主幹、会計検査主幹、検査主幹、主幹、所長、課長補佐、室長補佐、副主幹、主席専門指導員、主席指導員、専門検査員、主任及び主任専門指導員を置くことができる。

7 略

8 第1項から第6項までに定めるもののほか、理事を置くことができる。

(職務)

第12条 部長は、知事の命を受けて、その所管する部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2～4 略

5 次長（局に置かれるものを除く。）は、知事の特命事項を掌理し、その部の事務につき部長を補佐する。

6 略

7 課長は、上司の命を受けて、その所管する課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

8 予算調整室長、室長及び所長は、上司の命を受けて、その所掌する事務を掌理し、担当の職員を指揮監督する。

9 略

10 課長補佐は、上司の命を受けて、その所掌する事務を掌理し、課長を補佐する。

11 略

12 政策調整監、参事、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、防災指導監、家畜防疫主幹、組合検査主幹、会計検査主幹、検査主幹、主幹、副主幹、主席専門指導員、主席指導員、専門検査員、主任及び主任専門指導員は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。

13 略

(グループ)

第13条 略

2 グループに、グループリーダーを置き、課長補佐又は室長補佐の職にあ

佐の職にある者をもって充てる。ただし、特に必要があるときは、副主幹
その他の職にある者をもって充てることができる。

3・4 略

る者をもって充てる。ただし、特に必要があるときは、副主幹その他の職
にある者をもって充てることができる。

3・4 略

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6条障害福祉課の項の改正規定は、平成24年10月1日から施行する。